

○厚生労働省告示第四百十五号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第四号の表を次のように改める。

地域区分		支援の種類	割合
一級地	児童発達支援（主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所等において行う場合）		
二級地	放課後等デイサービス（主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合）	千分の千八十三	
三級地		千分の千七十二	
四級地		千分の千六十九	
五級地		千分の千六十八	

その他	二十級地	十九級地	十八級地	十七級地	十六級地	十五級地	十四級地	十三級地	十二級地	十一級地	十級地	九級地	八級地	七級地	六級地
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千分の千	千分の千五	千分の千十四	千分の千十八	千分の千二十三	千分の千二十七	千分の千三十二	千分の千三十六	千分の千四十一	千分の千四十二	千分の千四十五	千分の千五十	千分の千五十四	千分の千五十九	千分の千六十	千分の千六十三
------	-------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	--------	---------

第五号の表を次のように改める。

四級地				三級地				二級地				一級地	地域区分	
大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	大阪府	神奈川県	東京都	埼玉県	兵庫県	大阪府	神奈川県	東京都	東京都	都道府県	
吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	名古屋市	横浜市、川崎市	八王子市、立川市、府中市、調布市	門真市	厚木市	福生市、清瀬市	和光市	芦屋市	大阪市、守口市	鎌倉市	西東京市	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、	特別区	地域

九級地	八級地					七級地			六級地		五級地				
千葉県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	大阪府	京都府	神奈川県	東京都	大阪府	埼玉県	千葉県	茨城県	兵庫県
千葉市、袖ヶ浦市	海老名市	昭島市、小平市、日野市、東久留米市	船橋市、浦安市	志木市	つくば市	神戸市、尼崎市	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	京都市	横須賀市、逗子市	三鷹市、小金井市	高石市	さいたま市	成田市、印西市	取手市	西宮市、宝塚市

十一級地						十級地									
滋賀県	三重県	愛知県	千葉県	埼玉県	茨城県	広島県	奈良県	大阪府	滋賀県	神奈川県	東京都	千葉県	福岡県	奈良県	愛知県
草津市	鈴鹿市	豊明市	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、守谷市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市	青梅市、東村山市、あきる野市	市川市、松戸市、習志野市、八千代市、四街道市	福岡市	天理市	刈谷市、豊田市

十六級地	十五級地							十四級地	十三級地	十二級地				
茨城県	兵庫県	大阪府	京都府	静岡県	神奈川県	千葉県	埼玉県	宮城県	兵庫県	大阪府	神奈川県	東京都	大阪府	
日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市	川西市	羽曳野市、藤井寺市	宇治市	静岡市	平塚市、伊勢原市、寒川町	柏市	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	仙台市	伊丹市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市	葉山町	松原市	東大和市	岸和田市、忠岡町

	十八級地	十七級地																	
	埼玉県	北海道	福岡県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	千葉県	埼玉県	栃木県			
	草加市	札幌市	北九州市	大和高田市、 橿原市	三田市	河内長野市、 大阪狭山市	亀岡市、 京田辺市	守山市、 栗東市	津市、 四日市市	瀬戸市、 碧南市、 西尾市、 大府市、 知多市	沼津市、 御殿場市	甲府市	秦野市	茂原市、 佐倉市、 市原市、 白井市	行田市、 飯能市、 加須市、 東松山市、 入間市、 三郷市	宇都宮市			

十九級地

千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	長崎県	岡山県	和歌山県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県	東京都	
野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町	北川辺町、栗橋町、杉戸町	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、	前橋市、高崎市、太田市	鹿沼市、小山市、大田原市	龍ヶ崎市、筑西市	名取市、多賀城市	長崎市	岡山市	和歌山市	姫路市、明石市	柏原市、四條畷市、交野市	向日市、長岡京市	岡崎市	小田原市、三浦市	武蔵村山市



奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県
桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町	加古川市、三木市	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町	木津町	彦根市、長浜市	桑名市、名張市、伊賀市	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、豊山町、三好町	井市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	長野市、松本市、諏訪市	福井市	金沢市	富山市

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示さ

その他	二十級地										
府県	全ての都道	福岡県	山口県	奈良県	静岡県	北海道	福岡県	香川県	山口県	広島県	和歌山県
一級地から二十級地まで以外の地域	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町の区域を除く。） 飯塚市（旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧穎田町の区域を除く。）	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町の区域を除く。）	生駒市	熱海市、伊東市	小樽市	筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町	高松市	周南市	廿日市市、海田町、坂町	橋本市	

れた区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。